

情報開示可能日時：令和 2 年 5 月 7 日 14 時から

教 政 第 2 8 1 号

令 和 2 年 5 月 7 日

堺市議会議員各位

教育委員会事務局

教 育 次 長

教 育 監

臨時休業措置期間中の堺市立学校園の 家庭学習支援及び幼児児童生徒の受入れ等について

本市では、国の緊急事態宣言の期間延長を踏まえ、5月11日（月）から5月31日（日）までの間、引き続き、堺市立学校園の臨時休業措置を継続しています。

今般、当該期間中の市立学校園の家庭学習支援及び幼児児童生徒の受入れ等について、下記のとおりお知らせします。

なお、今後、国の緊急事態宣言期間等の状況により、臨時休業措置期間を変更する場合は改めてお知らせいたします。

記

1 臨時休業措置期間を延長する市立学校園（市立全学校園）

幼稚園 9 園

小学校 92 校

中学校 43 校

支援学校 3 校（本校 2 校、分校 1 校）

高等学校 1 校（全日制の課程、定時制の課程） 計 148 校園

2 臨時休業措置を延長する期間

令和 2 年 5 月 11 日（月）から 5 月 31 日（日）まで

また、本市における感染の状況を踏まえ、今後、分散登校による臨時登校日を設定します。詳細については市及び学校ホームページにてお知らせします。

なお、期間中は部活動については全面中止といたします。

3 授業時数の確保について（小中学校のみ）

臨時休業措置期間の延長に伴い、授業時数を確保するため、夏季休業期間を 3 週間程度短縮し、授業を実施します。

なお、今後の状況によっては、7時間授業、土曜授業などの実施についても検討します。

※現在の夏季休業期間：7月21日（火）～8月24日（月）（約5週間）

4 臨時休業期間中の家庭学習支援について（小中学校のみ）

① 学習指導について

- ・児童生徒の学習に著しい遅れが生じることのないよう、また、学校再開後の教育活動等を円滑に実施するため、5月11日（月）～13日（水）の期間のうち、学校が設定した期間で、教員の家庭訪問により学習課題等を配付します。

② 授業動画のインターネット等配信

- ・授業動画については、新学年の教科書に準拠した4月学習分の内容に更新し、各学校園ホームページを通じて、YouTubeで動画配信します。
- ・なお、同内容を株式会社ジェイコムウエスト（J:COM）の協力を得て、5月11日（月）からケーブルテレビで放送します。

J:COM 放送スケジュール（堺局のみ）

- 8:00～8:30 小学校1年～5年の内容
- 8:30～9:00 小学校6年～中学校3年の内容
- 12:00～12:30 小学校1年～5年の内容（再放送）
- 12:30～13:00 小学校6年～中学校3年の内容（再放送）

5 臨時休業期間中の児童生徒等の心と体のケアについて

- ・5月11日（月）～13日（水）の期間のうち、学校が設定した期間で、教員の家庭訪問により学習課題等を配付する際、児童生徒の健康状況の確認をします。（小中学校のみ）
- ・臨時休業期間中は、児童生徒等の状況把握に努め、必要に応じて養護教諭及びスクールカウンセラー等による支援を行い児童生徒等の心のケアに取り組みます。
- ・不登校等による長期欠席者や家庭環境などに特に配慮が必要な児童生徒等には、学校、家庭、関係機関と連携した学校再開時への準備と心のケアに取り組みます。
- ・児童生徒の体力向上に向けた動画についても、各学校園ホームページを通じてYouTube動画にて継続して配信します。

6 臨時休業措置期間の延長に伴う子どもの受入れについて

- ・5月11日（月）以降の小学校、支援学校、幼稚園での児童等の受入れについては、これまでの緊急事態宣言時の扱いと同様とします。なお、放課後児童対策等事業（のびのびルーム等）利用児童は、午後2時以降も、引き続き利用事業の終了時間まで受け入れます。
※土曜日は放課後児童対策等事業（のびのびルーム等）として開設します。
- ・ただし利用にあたっては、改めて申込をしていただく必要があります。受入れについ

ては、感染拡大防止の取組を継続するため、真にやむを得ない場合に限ります。

- ・感染拡大防止の観点から、放課後児童対策等事業（のびのびルーム等）は4月に引き続き5月も休室制度を設け、休室の申請をされた方からは利用料金を徴収しません。

問い合わせ先		
<p>(資料内 1、2 に関すること)</p> <p>担当課 教育委員会事務局 学校管理部 保健給食課</p> <p>担当者 寺田、笠井</p> <p>直 通 072-228-7489</p> <p>内 線 7730</p> <p>F A X 072-228-7256</p>	<p>(資料内 2 のうち臨時登校日の設定に関すること、3、4①に関すること)</p> <p>担当課 教育委員会事務局 学校教育部 学校指導課</p> <p>担当者 後藤、桑田</p> <p>直 通 072-228-7436</p> <p>内 線 7710</p> <p>F A X 072-228-7421</p>	<p>(資料内 4②に関すること)</p> <p>担当課 教育委員会事務局 教育センター 能力開発課</p> <p>担当者 渡邊、青木</p> <p>直 通 072-270-8120</p> <p>F A X 072-270-8130</p>
<p>(資料内 2 のうち部活動に関すること、5 に関すること)</p> <p>担当課 教育委員会事務局 学校教育部 生徒指導課</p> <p>担当者 中達、川端</p> <p>直 通 072-228-7436</p> <p>内 線 7404</p> <p>F A X 072-228-7421</p>	<p>(資料内 6 のうち臨時休業期間中の児童の受入れに関すること)</p> <p>担当課 教育委員会事務局 地域教育支援部 放課後子ども支援課</p> <p>担当者 黒島、山本</p> <p>直 通 072-228-7491</p> <p>内 線 7820</p> <p>F A X 072-228-7009</p>	<p>(資料内 6 のうち臨時休業期間中の支援学校児童生徒の受入れに関すること)</p> <p>担当課 教育委員会事務局 学校教育部 支援教育課</p> <p>担当者 川島、徳</p> <p>直 通 072-228-7436</p> <p>内 線 7707</p> <p>F A X 072-228-7421</p>
<p>(資料内 6 のうち臨時休業期間中の幼児の受入れに関すること)</p> <p>担当課 教育委員会事務局 学校教育部 学校指導課</p> <p>担当者 井村、坂本</p> <p>直 通 072-270-8120</p> <p>F A X 072-270-8130</p>		